

福祉サービス第三者評価の概要

1 福祉サービス第三者評価の目的

福祉サービス第三者評価は、福祉サービスを取り巻くさまざまな状況を踏まえ、

- ・「自分の利用したい事業所の特徴はどのようなことか」、「サービスの質はどのような状態にあるのか」など、利用者の皆様が事業所の内容把握やサービスを選択する際の目安とするための情報提供を図ること

- ・福祉サービスを提供する事業者の皆様が、利用者の真のニーズを把握し、それに応える多様なサービスを提供するとともに、サービスの質の向上への取り組みを促進することを可能とすること

の2つを目的とした制度です。

そして、最終的には、利用者本位の福祉の実現に資することを目指しています。

2 東京都の福祉サービス第三者評価

東京都における福祉サービス第三者評価は、「東京都における福祉サービス第三者評価について（指針）」（平成14年11月15日付14福総改第128号福祉局長通知）に基づき平成15年度から実施しているもので、多様で多数の事業者が存在する大都市東京の特性を踏まえて、以下のような点が特徴となっています。

- ① 東京に多く存在するNPOや株式会社のシンクタンク等の多様な主体の第三者評価システムへの参加を進める一方、その信頼性確保のため、評価機関としての一定の外形基準を定め、認証を実施します。
- ② 多様な評価機関が実施しても利用者が事業者やサービスを比較することが可能となるよう、認証を受けた評価機関が共通に活用するサービス別評価項目（共通評価項目）を策定します。

- ③ 利用者のサービスに対する意向等を把握する「利用者調査」と、評価者が事業所を訪問して事業者の組織やマネジメント、サービスの内容や質を把握する「事業評価」を併せて実施します。

- ④ 共通評価項目に基づく評価結果（利用者調査結果及び事業評価結果）を、「とうきょう福祉ナビゲーション」（以下「福ナビ」という）において、事業所情報とあわせて公表します。

このような東京都における福祉サービス第三者評価システムを支えるため、学識経験者等で構成される「認証・公表委員会」、「評価・研究委員会」の2つの委員会からなる「東京都福祉サービス評価推進機構」（以下「機構」という）を財団法人東京都福祉保健財団内に設置しています。

全体のしくみは図1のとおりとなっています。

3 平成24年度の評価手法等について(見直しの概要等)

1 「利用者調査とサービス項目を中心とした評価」の見直し

(1) 位置づけの明確化

- 事務負担軽減による受審率向上のための簡便な手法と明確に位置付ける。
- 今後の「標準の評価」受審へのステップアップを促進していく。
- 今後も検証、見直しが必要な評価手法であり、対象サービスは当面拡大しない。

(2) 「利用者保護に関する項目」について講評欄の追加

- これまで、標準項目のチェックのみであった「利用者保護に関する項目」について、講評欄を追加する。

2 共通評価項目の見直し

(1) 児童分野及び婦人保護分野の共通評価項目の見直し

- 以下の見直しの視点に基づき、以下の4サービスについて、共通評価項目の見直しを行った。

見直しの視点

- 関係法令等の改正
- 自立支援、利用者本位の視点の強化
- 支援現場での取り組みの盛り込み
- 項目のレベルアップ
- 項目の分離・統合等、整理

対象サービス(4サービス)

母子生活支援施設

乳児院

児童養護施設

婦人保護施設

【児童分野】

【婦人保護分野】

(2) 障害分野旧体系サービスの評価について

- 平成24年3月31日で経過措置が終了するため、評価を終了する。

- 平成24年度以降は障害者自立支援法に基づく移行後のサービス種別で評価受審

※ただし、現「知的障害者通勤寮」(現在、都立6施設のみ)については、「東京都福祉サービス第三者評価」を実施せずに、東京都において「第三者評価に準ずる調査」を実施する。

3 その他の見直し

(1) 「事業者が大切にしている考え」等の公表

- すべてのサービス種別において、事業者が自己評価で記載している事業プロフィール等を活用して、以下の2つについて評価結果と併せて公表する。

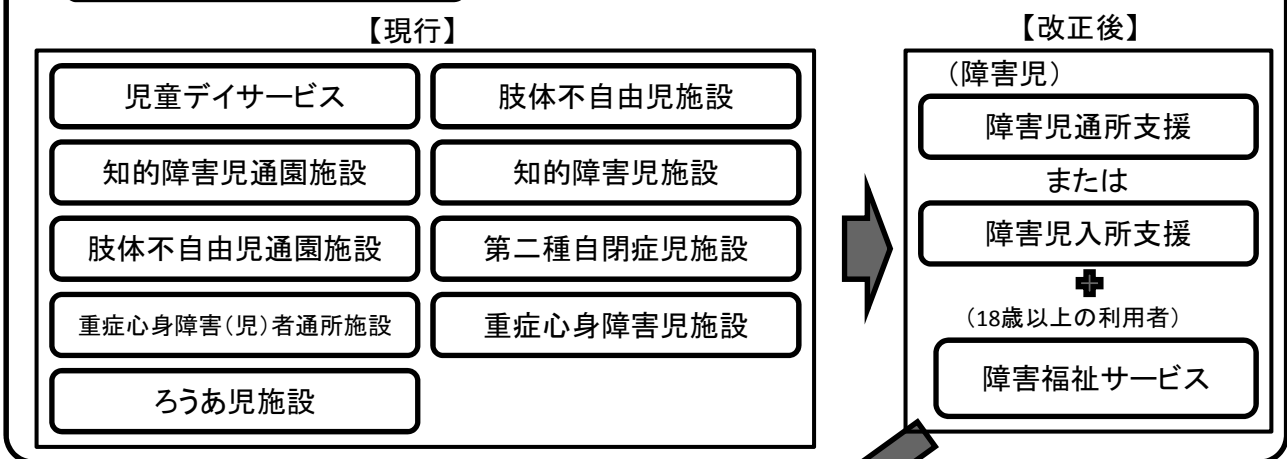
事業所が大切にしている考え

期待する職員像

4 児童福祉法改正への対応(障害児サービス)

- 児童福祉法改正により、平成24年度以降体系・名称が変更になる障害児サービスについて、評価実施上の取り扱いの整理を行った。

法改正の内容(概要)



評価実施上の対応

【第三者評価におけるサービス種別】

障害児通所支援【旧サービス種別名】 または 障害児入所支援【旧サービス種別名】

- 実質的に児者サービスが一体的に運営されている場合は、旧障害児施設種別(現行)の共通評価項目により、障害福祉サービス部分も含めた「一体的評価」を実施する。
- 旧障害児施設種別(現行)の共通評価項目を用いた評価は経過的措置であることを踏まえ、新しいサービス種別に対応した共通評価項目を策定する必要がある。ただし、新たな体系への変更に経過措置が設けられていることや障害者自立支援法改正(平成25年予定)の内容を視野に入れる必要があることから、平成24年度は行わない。

5 その他 機構において平成24年度に実施する事項

- (1) 児童自立生活援助事業(自立援助ホーム)の試行調査の実施
 - 平成25年度評価開始に向けて、平成24年度試行調査を実施する。
- (2) 介護保険法改正に伴う第三者評価への対応の検討
 - サービス(定期巡回・随時対応型訪問介護看護、複合型サービス)対応の検討を行う。
- (3) 受審率向上策の実施
 - 新規指定事業者研修会や東社協の部会等における周知、セミナーの開催、一般都民向けパンフレットの作成・配布、「就職フェア」等における受審実績CDの配布等を行う。
- (4) 評価機関及び評価者の要件の改正【認証・公表委員会】
 - 評価機関及び評価者の要件改正について、円滑な実施のための周知を行う。

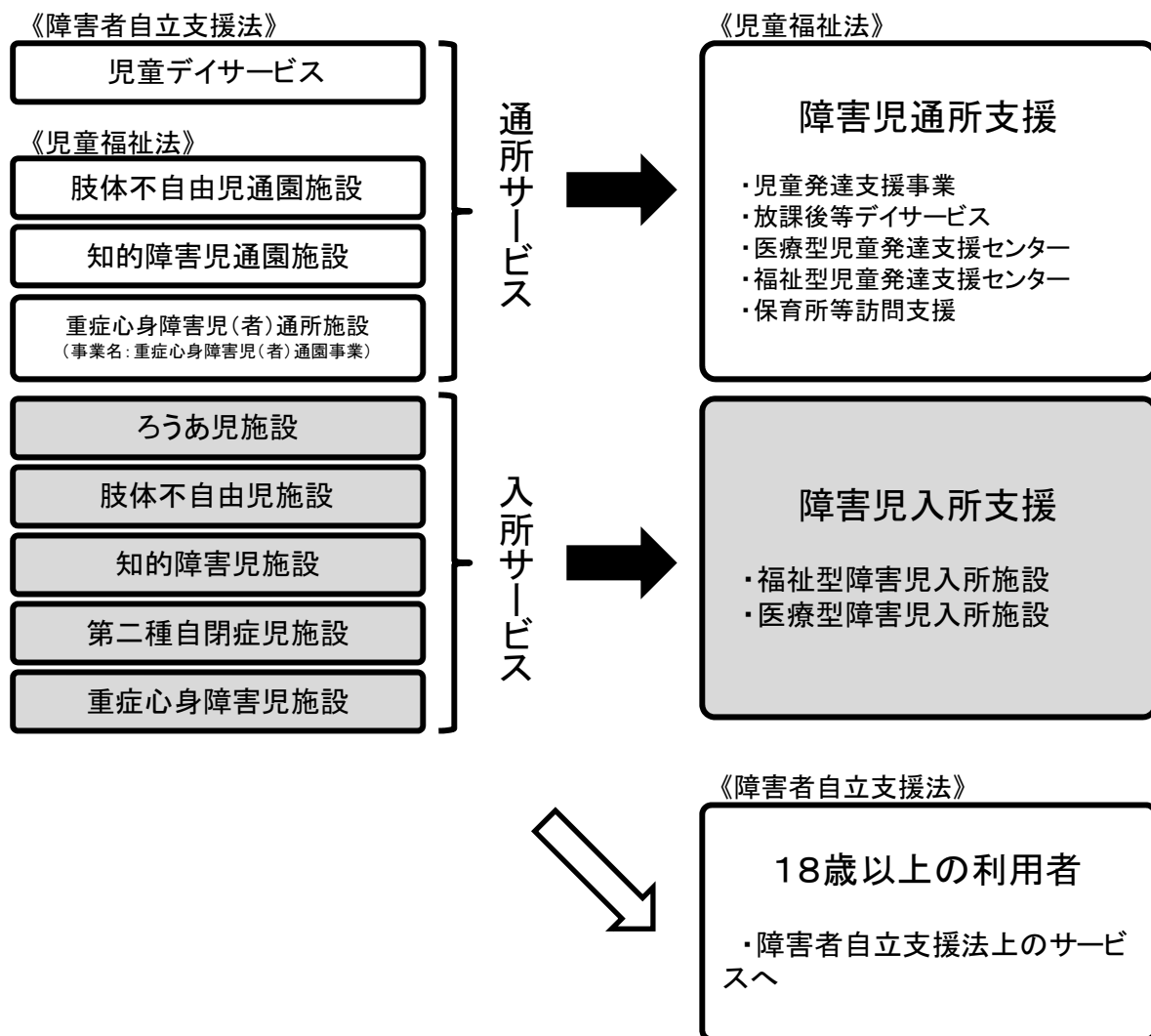
4 障害児サービスの評価の取り扱いについて

1 取り扱い見直しの経緯及び24年度以降の評価の取り扱いについて

平成24年4月に児童福祉法が改正され、障害児に対する福祉サービスが再編されます（下図）。これに伴い、東京都の第三者評価においてこれまで評価対象となっていた障害児サービスは、「障害児通所支援」と「障害児入所支援」のどちらかに移行し、それぞれの提供サービスに応じて新たな事業者指定を受けることになります。

機構では、新サービス体系に適した評価手法・共通評価項目を順次策定する予定ですが、サービスが移行してから一定期間、事業所で提供するサービスに大きな変更が生じないことが想定されることから、それまでの間、新サービス体系移行前に提供していたサービス種別と同様の共通評価項目を用いて第三者評価を行うこととします。

【平成24年4月1日以降の法律上のサービス体系】



2 これまでのサービス体系と新サービス体系との関連

これまで障害児サービスを提供してきた事業所は法改正により、新サービス体系に移行します。それぞれのサービスに対応する共通評価項目は下図のとおりです。

23年度までのサービス種別	24年4月以降のサービス種別	24年度以降対応する共通評価項目
児童デイサービス	児童発達支援事業 放課後等デイサービス	障害児通所支援 (旧児童デイサービス)
肢体不自由児通園施設	医療型児童発達支援センター	障害児通所支援 (旧肢体不自由児通園施設)
知的障害児通園施設	福祉型児童発達支援センター	障害児通所支援 (旧知的障害児通園施設)
重症心身障害児(者)通所施設	児童発達支援事業 福祉型児童発達支援センター 医療型児童発達支援センター	障害児通所支援 (旧重症心身障害児(者)通所施設)
ろうあ児施設	福祉型障害児入所施設	障害児入所支援 (旧ろうあ児施設)
肢体不自由児施設	医療型障害児入所施設	障害児入所支援 (旧肢体不自由児施設)
知的障害児施設	福祉型障害児入所施設	障害児入所支援 (旧知的障害児施設)
第二種自閉症児施設	福祉型障害児入所施設	障害児入所支援 (旧第二種自閉症児施設)
重症心身障害児施設	医療型障害児入所施設	障害児入所支援 (旧重症心身障害児施設)

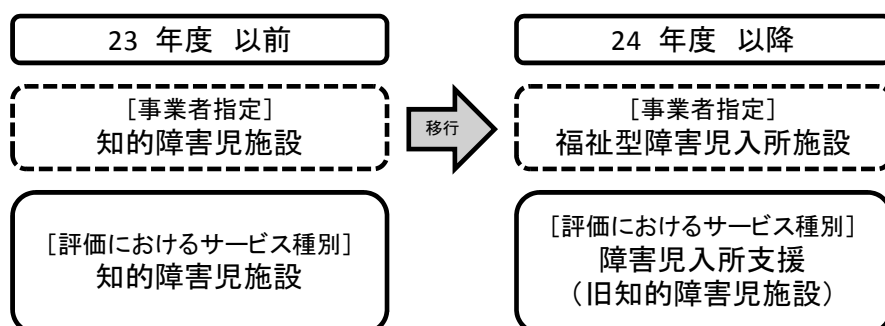
また、サービス種別の移行には、利用者の年齢によって次の3つのパターンがありますので、評価に使う共通評価項目を間違えないようご注意ください。

(1) 18歳未満の利用者(以下「障害児」という。)のみにサービスを提供する事業所

児童福祉法に基づく事業者指定を受けますが、それにはよらずに平成23年度時点で実施しているサービスを基に上図のとおり読み替えて評価を行います。

なお、児童デイサービスが児童発達支援事業と放課後等デイサービスへ移行するなど、複数の障害児サービスに移行するケースは、23年度時点の指定状況を基に一体的に評価を行います。

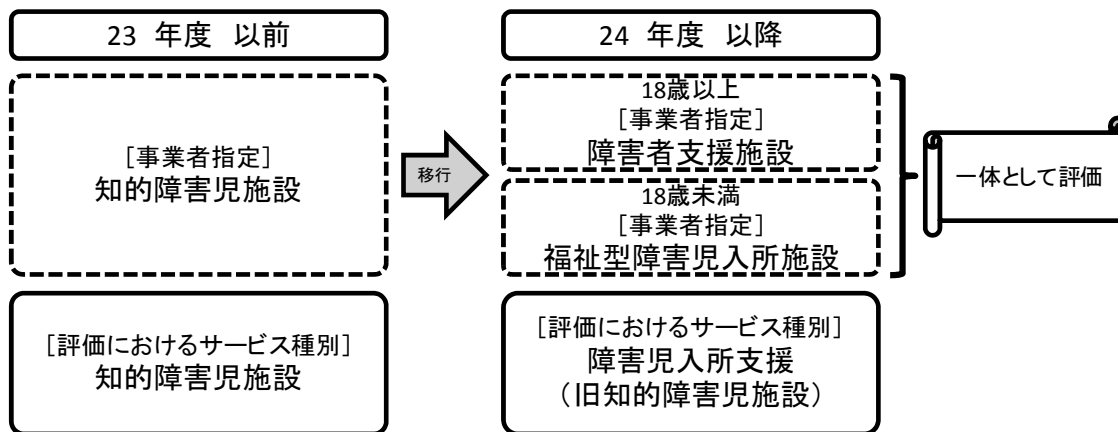
(例) 利用者が障害児のみの「知的障害児施設」が「福祉型障害児入所施設」に移行した場合



(2) 障害児及び18歳以上の利用者にサービスを提供する事業所

障害児の部分については児童福祉法、18歳以上の利用者の部分については障害者自立支援法に基づく事業者指定を受けますが、事業所では一体的に支援を行っているため、評価をする際には利用者の年齢で区分せず一体的に評価を行います。その際には、従前の障害児のサービス種別の共通評価項目を用いて評価を行います。

(例) 利用者が障害児・18歳以上の利用者の「知的障害児施設」が「障害者支援施設」「福祉型障害児入所施設」に移行した場合

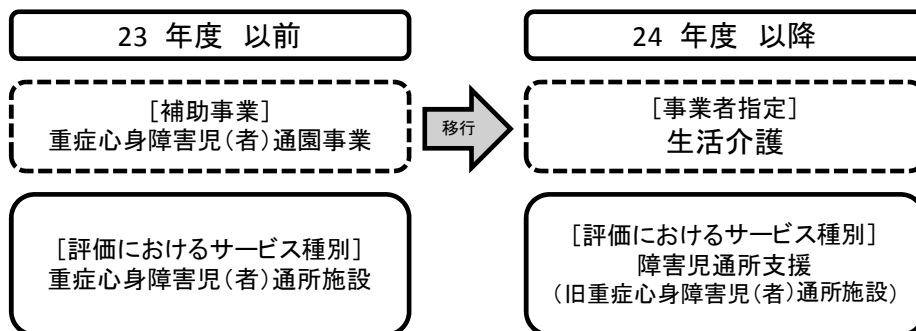


(3) 18歳以上の利用者のみサービスを提供する事業所

障害者自立支援法に基づく事業者指定を受けるため、障害者自立支援法のサービス種別で評価を行います。

ただし、旧重症心身障害児(者)通所施設及び旧重症心身障害児施設の評価にあたっては、児者一貫した支援を行っていることから、機構が共通評価項目等を策定するまでの間、18歳以上の利用者のみサービスを提供する事業所についても、従前の障害児のサービス種別の共通評価項目を用いて評価を行います。

(例) 18歳以上の利用者の方の「重症心身障害児(者)通園事業」が「生活介護」に移行した場合

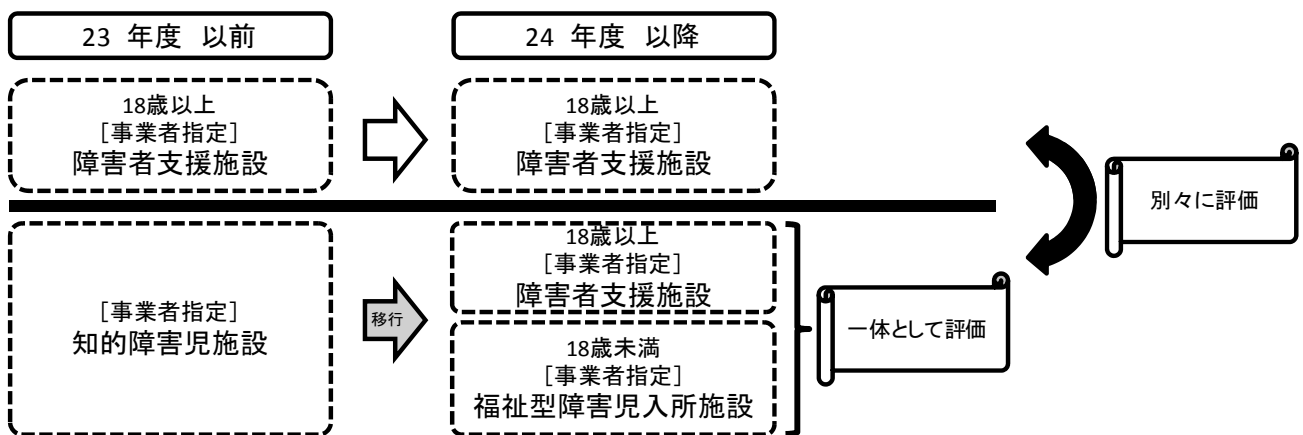


3 障害者自立支援法に基づく新体系サービスと併設されている障害児サービス施設の評価の取り扱い

障害児サービスを提供している事業所が、同時に障害者自立支援法に基づく新体系サービスを提供していた場合、今回の障害児サービスの再編により、既存の成人向けのサービス種別と「18歳以上の利用者」向けのサービス種別で同一サービス種別の事業者指定を受けるケースが発生することが考えられます。(下図)

その場合でも、障害児サービスは23年度以前の事業者指定に基づいて評価を行うため、障害者向けサービスと障害児向けサービスを分けたうえで、それぞれ評価を行ってください。

(例)「障害者支援施設」と「知的障害児施設」併設施設の児童部分が「障害者支援施設」「福祉型障害児入所施設」に移行した場合



4 平成24年度以降に新設された事業所の評価の取り扱い

平成24年4月以降に新たに障害児サービスを開始した事業所の評価を行う際は、その取り扱いについて、事前に機構の判断を仰いだうえで対応してください。

5 評価結果の公表について

2(1)(2)により、複数のサービスを一体として評価した場合、評価結果の公表は、主たる1サービスの結果として公表を行います。

6 その他

今回の障害児サービスの再編により多様なサービスの組み合わせが発生することが考えられます。どのサービス種別に属するサービスなのか判断に迷う場合は、機構まで問合せを行っていただくようお願いいたします。

